

次期介護保険料を試算しました。

(現行は4,625円)

平成21年度から平成23年度までの介護保険料（65歳以上の高齢者が負担する第1号保険料）を現在厚生労働省が示している推計方法で試算したところ、岩美町の基準月額額は4,990円となりました。

基準月額額は4,990円となりますが、介護報酬の改定（全国平均3%）により上昇した負担増加分について、平成21年度は全額、平成22年は半額、国の補助金で補填されます。

平成21年度の基準月額額は、4,860円（国庫補助金により130円軽減）

平成22年度の基準月額額は、4,925円（国庫補助金により65円軽減）

平成22年度の基準月額額は、4,990円（第4期本来の保険料）

今後、町民の皆様のご意見をうかがいながら事業計画を策定し、3月の町議会で第4期介護保険料を決定します。

平成12年と平成17年の国勢調査の結果と現在の被保険者数から人口を推計したところ、平成23年の65歳以上の人口は3,774人で、高齢化率は29.4%になる見込みです。

要介護認定を受けた方が利用する介護サービスにかかる費用の9割を介護保険から負担しています。このうち20%を65歳以上の高齢者の保険料でまかなう必要があります。

第4期の最終年となる平成23年の介護保険から負担する額は、13億5,300万円となり介護保険料は基準月額4,990円必要になると見込まれます。

みなさんのご意見をお寄せください。

介護保険事業計画および老人保健福祉計画を策定中です。

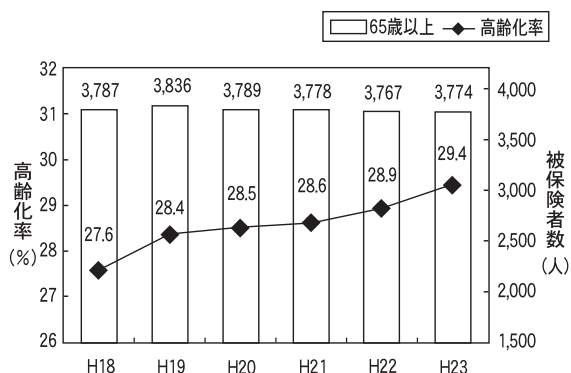
地域福祉計画策定委員の皆さんと、次期計画中に行う介護予防事業をはじめとする高齢者福祉にかかる事業を検討中です。

高齢化が進み要介護（支援）認定者が増え、介護給付費が増えている中、町としては、さまざまな介護予防事業、健康づくり事業を行い、あわせてボランティアの育成を行っています。

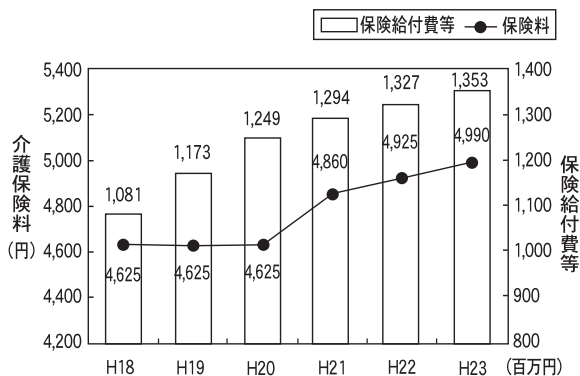
まず、家族、地域での支え合いにより要介護者の生活を助け、それでもまかなえない部分をサービス事業者をお願いするという体制づくりが急務となっております。

そこで、町民の皆様が普段行っていて介護予防に効果があること、また、岩美町が取り組むべき新しい事業の提案など、皆様のご意見をお寄せください。

高齢化率と被保険者数の推移



保険給付費と介護保険料



ご意見のあて先等

【提出方法】様式は問いません。住所・氏名を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかでご提出ください。

【提出期限】2月12日（木）

【資料の配布場所】福祉保健課窓口、中央公民館、各地区公民館、または岩美町ホームページにも掲載しています。

【提出先・問い合わせ先】

〒681-0003 岩美町大字浦富1029番地2

岩美すこやかセンター内 福祉保健課いきがい支援係

☎73-1333 FAX73-1344

E-mail fukusi@town.iwami.gr.jp